

事務所だより

第196号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

子ども・子育て 支援金の徴収開始

令和6年6月に子ども・子育て支援法が改正され、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体で支える新たな仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

子ども・子育て

支援金制度とは

『こども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み』（こども家庭庁ホームページより抜粋）として、医療保険の保険料とあわせて拠出する子ども・子育て支援金を令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引上げ導入する制度です。

支援金の使用目的

子ども・子育て支援金が充当できる事業は子ども・子育て支援法で以下のとおり定められており、現時点ではこれら以外の目的で使用されることはありません。

- ① 児童手当（高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額を実施 ※令和6年10月から）
- ② 妊婦のための支援給付（妊娠・出産時の10万円の給付金） ※令和7年4月から制度化
- ③ こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付） ※令和8年4月から給付化
- ④ 出生後休業支援給付（育児休業給付とあわせて手取り10割相当（最大28日間）） ※令和7年4月から

- ⑤ 育児時短就業給付（時短勤務中の賃金の10%支給） ※令和7年4月から
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 ※令和8年10月から
- ⑦ 子ども・子育て支援特別公債（支援金の拠出が満年度化する令和10年度までの間に限り、①～⑥の費用の財源として発行）の償還金

支援金の徴収開始時期

令和8年4月分（5月納付分）より、健康保険料・介護保険料とあわせて被保険者の給与から徴収し、事業主負担分をあわせて全国健康保険協会や健康保険組合などの医療保険者へ納付します。また、国民健康保険、後期高齢者医療制度などの医療保険者は、被保険者から健康保険料・介護保険料とあわせて徴収することになります。

支援金の負担額

健康保険被保険者の負担額は、被保険者の収入により異なります。全国健康保険協会や健康保険組合健康保険等の

被保険者は、健康保険や介護保険と同じように標準報酬月額を基に支援金率を乗じて算出されますので、個人ごとに負担額が異なります。支援金率は、国が一律の支援金率を示すことになっていて、令和8年からスタートし、令和10年度まで段階的に上がる予定です。

国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者は、所得に応じて異なります。

支援金額表示の有無

子ども・子育て支援金額を表示することは法令上の義務ではありません。給与明細書に表示することが難しい場合、保険料の一部に子ども・子育て支援金が含まれることについて、従業員に周知し、その旨を給与明細書に表示することが望ましいようです。



アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続などの関連手続もサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

高齢者労災防止のための指針案

高齢者が活躍する職場では、労災発生率が若年者と比較すると高い傾向にあり(※)、労災防止に一層の配慮が必要となります。

そこで、今回は「高齢者の労働災害防止のための指針(案)」について触れたいと思います。

現在は「ガイドライン」

令和2年に厚生労働省からエイジフレンドリーガイドラインが公表されました。このガイドラインは、事業者や労働者に取組みが求められる事項を取りまとめたもので、職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する事業者と労働者自身に取組みが求められる事項を示したものです。

「ガイドライン」から「指針」へ

今回示された指針案では、労働安全衛生法に基づいて、高齢者の特性に配慮した作

業環境の改善や作業の管理など、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置について明記されています。

今後は、事業者(経営トップ)が「労災は発生させない」という強い経営理念をもとに、事故発生後の対応(事後対応)ではなく、事故発生前の対策(事前予防)が求められます。

事業者が講ずべき措置

各事業場での高齢者の就業状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、次の(ア)から(オ)について積極的に取り組むことが必要とされます。

- (ア) 安全衛生管理体制の確立
- ① 経営トップによる方針表明と体制整備
- ② 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
- (イ) 職場環境の改善
- ① 身体機能の低下を補う設備・

装置の導入

② 高齢者の特性を考慮した作業管理

(ウ) 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

① 健康状況の把握

② 体力の状況の把握

③ 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

(エ) 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

① 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた対応

② 高齢者の状況に応じた業務の提供

③ 心身両面にわたる健康保持増進措置

(オ) 安全衛生教育

① 高齢者に対する教育

② 管理監督者等に対する教育

本指針(案)は、令和8年2月に公示され、令和8年4月1日より適用される予定となっています。

(※) 25～29歳と比べ65～69歳では男性2.0倍、女性4.9倍(厚生労働省「平成31/令和元年労働災害発生状況の分析等」)

Q 現在66歳の勤務者です。老齢厚生年金を受け取っていますが、一部支給停止になっています。今年4月から受け取れますか。

一部支給停止はどうなる?!

A 在職中の方は、老齢厚生年金が支給停止調整額により全額又は一部支給停止になることがあります。令和7年度と令和8年度の支給停止調整額は、次のとおりです。

令和7年度 51万円 ⇒ 令和8年度 65万円

現在、一部支給停止中の老齢厚生年金がどのようになるのかを計算式に当てはめてみてください。

《計算式》

基本月額×①－(基本月額×①＋標準報酬月額相当額×②－65万円)÷2

※①(その月の標準報酬月額)＋(その月以前1年間の標準賞与額の合計)÷12

※②老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

編集後記

2月3日は節分です。物価高騰が恵方巻の販売価格にも影響していることで、ハーフサイズの恵方巻を作ろうと思っています。(ぎん)

2月の労務手続
「提出先・納付先」

16日から3月16日まで

○所得税の確定申告受付

「税務署」

28日

○じん肺健康管理実施状況報告の提出 「労働基準監督署」

○健保・厚年保険料の納付 「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

出